

基本目標2 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
1 生活困窮者等の自立に向けた支援		
(1) 社協の総合力を活かした生活困窮者の自立支援の強化 ※所管部署：地域福祉部・民生部		
① 社協機能を活かした支援の展開と関係機関との連携強化		
ア. 社協機能を活かした生活困窮者支援の強化	・市町村社協を対象に研修会を実施し、複雑多様化した地域生活課題への対応を図る総合相談や各種事業等社協機能を活かした取り組みの支援を行った。 「生活福祉資金貸付事業 新任職員研修会」(26市町村/61人) 「生活福祉資金貸付事業 担当職員研修会」(25市町村/52人) ・「生活困窮者自立支援事業相談員等連絡会」29人 ・生活福祉資金の本則貸付原資の取崩しによる事務費やコロナ特例貸付の債権管理事務費を活用して、市町村社協への相談員を配置し、生活困窮者への相談支援体制の強化を図った。 【相談員設置費】(本則) 11市町村社協 15人/ (コロナ特例) 31市町村社協 110人	・研修会の実施により、市町村社協における総合相談や各種事業等、社協機能を活かした取り組みの支援につなげることができた。 ・市町村社協への相談員の配置促進を通じて、生活福祉資金を含めた総合相談により生活困窮者の支援につながった。
イ. 生活困窮者自立支援機関等との連携・協働の推進	・県や自立相談支援機関、市町村社協職員を対象に「生活困窮者自立支援事業相談員等連絡会」を開催し、関係機関の現状や課題、生活困窮者自立支援法改正を踏まえた困窮者支援の方策等について情報共有を図った。(29人) ・県社会福祉施策・予算対策協議会(予対協)を通じて県・市町村に対して生活困窮者自立支援の充実・強化に関する要請活動を実施した。 ・県内の生活困窮者支援に携わる支援者を対象に「生活困窮者自立支援研究協議会」を開催し、相談援助の基礎及び初期対応を学ぶ機会を提供し、困窮者支援における相談現場の課題について検討協議を図った。(17社協・9関係機関/64人) ・グッジョブセンターへの出張相談を実施し、生活困窮者への支援を行った。(毎月第3金曜日) 12回 ・「沖縄県コロナ特例貸付利用者支援のあり方検討委員会」を立ち上げ、コロナ特例貸付を利用した生活困窮世帯の課題をまとめ、支援の方向性や具体策等の検討を行った。(2回開催)	・「生活困窮者自立支援事業相談員等連絡会」の開催を通して、支援現場の課題等を共有することで、関係機関と連携・協働した支援体制の強化につなげることができた。 ・生活困窮者の自立支援に向けた課題等について実態を把握し、予対協を通じた要請活動に反映させることができた。 ・「生活困窮者自立支援研究協議会」を実施し、各支援機関の現場での状況について共通認識を図るとともに、困難事案への対応方法など情報共有を図ることができた。 ・グッジョブセンターへ職員を派遣することにより、生活課題を抱える方の相談支援や他の相談機関等へつなげるなど、迅速な支援ができた。 ・あり方検討委員会において、課題共有や生活実態調査の実施に向けた協議を行うことで、生活困窮者支援の方向性や具体策等の検討につなげることができた。

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果																																															
(2) 生活福祉資金貸付事業等の効果的な実施 ※所管部署：民生部																																																	
① 貸付制度の周知と利用の促進																																																	
ア. 生活福祉資金の貸付制度の広報強化と利用の促進	・低所得世帯等に対し、各市町村社協、生活困窮者自立支援事業実施機関との連携のもと、資金の貸付を行い、対象世帯の自立促進を図った。 (貸付決定件数：476件) (貸付決定金額：147,868,800円) (相談件数：65,290件) ・生活福祉資金貸付原資取崩により市町村社協へ相談員設置費を交付し、相談体制の整備を図った。 相談員配置数：11市町村社協（15人）※再掲 【新型コロナ特例貸付】 ・特例貸付債権管理事務費を活用し、市町村社協における相談体制の強化を図った。 相談員配置数：31市町村社協（110人）※再掲 ・なお、残りの10社協は相談員未配置のため支給を行っていない。 他事業と兼務している職員を含むため、計画（88人）を超える配置となった。 ・本則貸付原資については、令和5年度に国が定めた保有基準額超過のため貸付原資1,644,008,000円を国に返還した。 ・特例貸付については、令和2～5年度の償還金2,029,954,807円を国に返還した。 ・本会ホームページ、広報誌、パンフレット等により、貸付に関する周知を図った。 ・県内高等学校、専修学校、短期大学、大学に対して教育支援資金貸付のチラシを配布し、周知を図った。（138か所） ・「生活保護新任職員研修会」（人材・研修センター主催）において、生活保護世帯が利用できる資金や条件等について説明を行った。	・市町村社協や生活困窮者自立支援事業実施機関等との連携を図り、相談等支援を通じた本資金の迅速な貸付を行うことで、低所得世帯等の経済的自立の支援につながった。 ・相談員の配置により、貸付や償還の円滑な相談が行われ、低所得世帯等の経済的自立に向けた相談支援が行われた。 【新型コロナ特例貸付】 ・市町村社協の相談体制強化により、特例貸付の償還だけでなく、貸付終了後も生活困窮が続いている世帯への経済的自立に向けた相談支援が行われた。 ・本会ホームページや広報誌を活用した、広報・周知を行うことで、生活困窮者等の潜在的な貸付ニーズの掘り起こしにつなげた。 ・県内高等学校のみならず、専修学校、短期大学、大学に対し、教育支援資金のチラシを配布したことにより教育支援資金の利用促進につながった。 ・福祉事務所の新任ケースワーカーに事業説明を行ったことにより、生活保護世帯への貸付について、福祉事務所と円滑な連携を図ることができた。																																															
	〈生活福祉資金 借入申込及び貸付決定状況〉 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">申込状況</th><th colspan="2">決定状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>R6(A)</td><td>483件</td><td>127,627,863円</td><td>474件</td><td>124,908,800円</td></tr><tr><td>増減(A-B)</td><td>-148件</td><td>-34,441,060円</td><td>-146件</td><td>-22,693,814円</td></tr><tr><td>R5(B)</td><td>631件</td><td>162,068,923円</td><td>620件</td><td>147,602,614円</td></tr></table> 〈不動産担保型生活資金 借入申込及び貸付決定状況〉 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">申込状況</th><th colspan="2">決定状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>R6(A)</td><td>0件</td><td>0円</td><td>0件</td><td>0円</td></tr><tr><td>増減(A-B)</td><td>-2件</td><td>-34,790,000円</td><td>-2件</td><td>-34,790,000円</td></tr><tr><td>R5(B)</td><td>2件</td><td>34,790,000円</td><td>2件</td><td>34,790,000円</td></tr></table>		年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R6(A)	483件	127,627,863円	474件	124,908,800円	増減(A-B)	-148件	-34,441,060円	-146件	-22,693,814円	R5(B)	631件	162,068,923円	620件	147,602,614円	年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R6(A)	0件	0円	0件	0円	増減(A-B)	-2件	-34,790,000円	-2件	-34,790,000円	R5(B)	2件	34,790,000円	2件
年度	申込状況			決定状況																																													
	件数	金額	件数	金額																																													
R6(A)	483件	127,627,863円	474件	124,908,800円																																													
増減(A-B)	-148件	-34,441,060円	-146件	-22,693,814円																																													
R5(B)	631件	162,068,923円	620件	147,602,614円																																													
年度	申込状況		決定状況																																														
	件数	金額	件数	金額																																													
R6(A)	0件	0円	0件	0円																																													
増減(A-B)	-2件	-34,790,000円	-2件	-34,790,000円																																													
R5(B)	2件	34,790,000円	2件	34,790,000円																																													

令和6年度事業計画	実施事業の概要		具体的成果																									
ア. 生活福祉資金の貸付制度の広報強化と利用の促進	〈要保護世帯向け不動産担保型生活資金 借入申込及び貸付決定状況〉 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">申込状況</th><th colspan="2">決定状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>R6(A)</td><td>2件</td><td>22,960,000円</td><td>2件</td><td>22,960,000円</td></tr><tr><td>増減(A-B)</td><td>+1件</td><td>+14,355,000円</td><td>+1件</td><td>+14,355,000円</td></tr><tr><td>R5(B)</td><td>1件</td><td>8,605,000円</td><td>1件</td><td>8,605,000円</td></tr></table>				年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R6(A)	2件	22,960,000円	2件	22,960,000円	増減(A-B)	+1件	+14,355,000円	+1件	+14,355,000円	R5(B)	1件	8,605,000円	1件	8,605,000円
	年度	申込状況		決定状況																								
件数		金額	件数	金額																								
R6(A)	2件	22,960,000円	2件	22,960,000円																								
増減(A-B)	+1件	+14,355,000円	+1件	+14,355,000円																								
R5(B)	1件	8,605,000円	1件	8,605,000円																								
	〈臨時特例つなぎ資金 借入申込及び貸付決定状況〉 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">申込状況</th><th colspan="2">決定状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>R6(A)</td><td>0件</td><td>0円</td><td>0件</td><td>0円</td></tr><tr><td>増減(A-B)</td><td>0件</td><td>0円</td><td>0件</td><td>0円</td></tr><tr><td>R5(B)</td><td>0件</td><td>0円</td><td>0件</td><td>0円</td></tr></table>				年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R6(A)	0件	0円	0件	0円	増減(A-B)	0件	0円	0件	0円	R5(B)	0件	0円	0件	0円
年度	申込状況		決定状況																									
	件数	金額	件数	金額																								
R6(A)	0件	0円	0件	0円																								
増減(A-B)	0件	0円	0件	0円																								
R5(B)	0件	0円	0件	0円																								
イ. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付相談等の支援や広報強化	・県（こども家庭課）と連携のもと、児童養護施設等や里親、ファミリーホームを通じて必要な相談援助を行い貸付を実施した。 ・本会ホームページを通して、貸付制度や申請手続きの周知を図り迅速な貸付を行った。		・児童養護施設等退所者や里親解除者等への貸付（生活支援・家賃支援・資格取得支援）を通じて、経済的自立が図られた。																									
	〈児童養護施設退所者等自立支援資金 借入申込及び貸付決定状況〉 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">申込状況</th><th colspan="2">決定状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>R6(A)</td><td>33件</td><td>33,396,628円</td><td>33件</td><td>33,396,628円</td></tr><tr><td>増減(A-B)</td><td>-7件</td><td>1,801,763円</td><td>-7件</td><td>1,801,763円</td></tr><tr><td>R5(B)</td><td>40件</td><td>31,594,865円</td><td>40件</td><td>31,594,865円</td></tr></table>		年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R6(A)	33件	33,396,628円	33件	33,396,628円	増減(A-B)	-7件	1,801,763円	-7件	1,801,763円	R5(B)	40件	31,594,865円	40件	31,594,865円	・児童養護施設等の担当者と借受人の生活状況を共有することで、円滑な返還免除に向けて今後の支援の方向性を検討することができた。また、全体的な課題等については、県と協議しながら、今後の支援につなげることができた。 ・返還中においても借受人の生活状況の把握を行い、滞納時など必要に応じて児童養護施設等と連携し生活再建への支援を行った。	
年度	申込状況			決定状況																								
	件数	金額	件数	金額																								
R6(A)	33件	33,396,628円	33件	33,396,628円																								
増減(A-B)	-7件	1,801,763円	-7件	1,801,763円																								
R5(B)	40件	31,594,865円	40件	31,594,865円																								

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果																																							
② 債権管理及び借入世帯の自立支援の強化																																									
ア. 借入世帯への償還指導及び自立支援	・コロナ禍の影響で実施を見合わせていた市町村社協との合同の償還指導を再開。40市町村(対象者のいない多良間村を除く)において世帯訪問2,301件、電話相談3,059件、来所相談589件を行い、少額返済等今後の返済について借受人等と相談対応を行った。 ・借受人及び保証人等に残額のお知らせを送付した。 本則:9月／ 1,982件 1月／2,894件 特例:7月／21,676件 3月／26,307件 ・償還が滞納している借受人等に対し、督促状を送付した。 本則(3か月以上滞納):6月／1,976件 9月／1,982件 1月／1,964件 特例(4か月以上滞納):8月／40,619件 3月／36,374件 償還完了件数:701件(本則) 713件(前年度計) ・市町村社協と連携し、不良債権の状況把握を行い、貸付審査等運営委員会で償還免除や延滞利子免除を行った。(本則) 償還免除69件 16,785,776円(元金のみ) 延利免除7件 4,515,340円	・市町村社協と連携した償還指導実施により世帯の収支状況等を確認の上、少額返済や猶予、免除等の相談対応ができた。 ・貸付審査等運営委員会にて免除・延利免除を行い、世帯の経済的負担を軽減し、自立を促すことができた。 ・督促状を送付することにより未応答者や滞納者等からの問い合わせがあり、今後の返済について相談・調整することができた。																																							
	〈生活福祉資金 償還状況〉 <table><tr><th>年度</th><th>償還計画額</th><th>償還済額(円)</th><th>未償還額(円)</th><th>償還率</th></tr><tr><td>R6(A)</td><td>1,078,417,928円</td><td>154,392,310円</td><td>924,025,618円</td><td>14.3%</td></tr><tr><td>増減(A)-(B)</td><td>-18,779,043円</td><td>+3,626,009円</td><td>-22,405,052円</td><td>+0.6pt</td></tr><tr><td>R5(B)</td><td>1,097,196,971円</td><td>150,766,301円</td><td>946,430,670円</td><td>13.7%</td></tr></table> 〈臨時特例つなぎ資金 償還状況〉 <table><tr><th>年度</th><th>償還計画額(円)</th><th>償還済額(円)</th><th>未償還額(円)</th><th>償還率</th></tr><tr><td>R6(A)</td><td>12,630,550円</td><td>380,010円</td><td>12,250,540円</td><td>3.00%</td></tr><tr><td>増減(A)-(B)</td><td>+11,330円</td><td>+354,010円</td><td>-343,010円</td><td>+2.79pt</td></tr><tr><td>R5(B)</td><td>12,619,220円</td><td>26,000円</td><td>12,593,550円</td><td>0.21%</td></tr></table> 〈要保護世帯向け不動産担保型生活資金償還状況〉 契約終了件数：1件 (前年度：4件) 償還済額：4,160,016円 (前年度：16,432,029円)		年度	償還計画額	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率	R6(A)	1,078,417,928円	154,392,310円	924,025,618円	14.3%	増減(A)-(B)	-18,779,043円	+3,626,009円	-22,405,052円	+0.6pt	R5(B)	1,097,196,971円	150,766,301円	946,430,670円	13.7%	年度	償還計画額(円)	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率	R6(A)	12,630,550円	380,010円	12,250,540円	3.00%	増減(A)-(B)	+11,330円	+354,010円	-343,010円	+2.79pt	R5(B)	12,619,220円	26,000円	12,593,550円
年度	償還計画額	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率																																					
R6(A)	1,078,417,928円	154,392,310円	924,025,618円	14.3%																																					
増減(A)-(B)	-18,779,043円	+3,626,009円	-22,405,052円	+0.6pt																																					
R5(B)	1,097,196,971円	150,766,301円	946,430,670円	13.7%																																					
年度	償還計画額(円)	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率																																					
R6(A)	12,630,550円	380,010円	12,250,540円	3.00%																																					
増減(A)-(B)	+11,330円	+354,010円	-343,010円	+2.79pt																																					
R5(B)	12,619,220円	26,000円	12,593,550円	0.21%																																					
イ. 債権管理の強化	・所在不明の債務者については住民票取得(513件)や発送文書返戻者に対して電話による追跡調査(426件)を実施した。 ・悪質滞納ケースについては顧問弁護士へ法的判断を仰ぎながら債権管理に努めた。(6件) ・貸付システムの活用を通して、本会と市町村社協間で借受人等の相談対応や支払い状況などの情報の共有化と対応の連携を図った。 ・債権管理数の多い市町村社協を中心に前年度の決算書等により会計処理について確認し、特例貸付の債権管理事務費及び生活福祉資金の貸付事務費の適正な執行に向けた相談や助言を行った。 実施社協(那覇市、浦添市、沖縄市、うるま市、中城村、読谷村)	・所在不明者の住所が確定し督促状等発送することができた。 ・顧問弁護士との連携により適正な債権管理につながった。 ・貸付システムを通して、借受人等の償還状況や相談履歴等を本会と市町村社協で共有し、連携を図ることで市町村社協の相談対応の強化につながった。 ・相談・助言を通して、市町村社協の適正な債権管理業務の会計処理につながった。																																							

令和6年度事業計画	実施事業の概要						具体的成果			
	・ 総合支援資金（再貸付）の償還免除判定年度ということで、対象の借受人に、償還免除申請に関する案内を行った。また、緊急小口資金、総合支援資金（初回・延長）についても償還免除規程に基づく免除決定を行った。						・ 免除（延滞利子免除含む）を行うことにより、世帯の経済的負担を軽減し、自立を促すことができた。また、市町村社協や自立相談支援機関等と連携して免除相談を行うことで、福祉的支援が必要な世帯の掘り起こしとその後の必要な支援につなげることができた。			
〈償還免除決定状況〉										
年度	資金種類								合計	
	小口		総合初回		総合延長		総合再貸付			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
R6(A)	3,370件	512,189,743円	2,967件	1,459,755,834円	1,924件	993,045,889円	9,009件	4,848,657,948円	17,270件	7,813,649,414円
増減(A)-(B)	-1,376件	-334,713,107円	-1,383件	-798,927,986円	-6,669件	-3,635,712,611円	+8,907件	+4,795,405,948円	-521件	26,052,244円
(参考)R5	4,746件	846,902,850円	4,350件	2,258,683,820円	8,593件	4,628,758,500円	102件	53,252,000円	17,791件	7,787,597,170円
ウ．新型コロナウイルス感染症対策による特例貸付の借受人世帯への償還等の取組み		・ 債務整理手続きを開始した借受人に対して、自己破産や再生計画に基づく、適正な手続きを進めた。（R6年度債務整理開始件数572件） ・ 償還免除に至らないものの、償還が困難な借受人に対し、市町村社協及び自立相談支援機関と連携し、償還猶予や少額返済などにつなげた。 償還猶予件数 6,194件（累計13,267件） 少額返済件数 611件（累計857件） ・ 償還未応答者に対しては、市町村社協と合同で実施する償還指導（相談会、電話、戸別訪問）を通じて、生活状況等の確認を行い必要な支援につなげた。 （再掲）世帯訪問2,301件、電話相談3,059件、来所相談589件 ・ 特例貸付の債権管理に関する業務（コールセンター、償還免除処理、償還金収納、各種文書発送等）をアウトソーシング（外部委託）し事務処理の効率化を進めた。また、次期業務委託に向けた公募を行い、2社からの応募により選定委員会を開催した。 ・ 償還に不誠実な借受人に対し、内容証明による督促状を発行した。（2名）また、内1名の借受人に対しては、少額訴訟の手続きを行った。					・ 免責決定した借受人に対し、免除対応を行うことで適正な債権管理につながった。 ・ 償還が困難な借受人に対し、償還猶予や少額返済を通じた家計負担等の軽減を図ることで、生活再建の支援につながった。 ・ 市町村社協と連携した償還指導により、未応答者の生活状況等を確認することができ、少額返済や猶予、免除等につながった。 ・ 債権管理業務をアウトソーシング（外部委託）により、膨大な件数の免除・償還業務を円滑に行うことができ、適正な債権管理及び効率的な業務実施につながった。また、次期業務委託に向けて、委託業者の選定を行うことができ、次年度以降の業務推進体制の整備が図られた。 ・ 法的対応に基づく適正な債権管理につながった。			
		〈特例貸付 償還状況〉								
		年度	償還計画額(円)		償還済額(円)		未償還額(円)		償還率	
		R6(A)	6,316,473,266円		1,407,835,045円		4,908,638,221円		22%	
		増減(A)-(B)	+1,800,807,812円		-39,959,774円		+1,840,767,586円		-10pt	
		R5(B)	4,515,665,454円		1,447,794,819円		3,067,870,635円		32%	

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
③ 生活困窮者の自立支援に向けた関係機関・団体との連携強化		
ア．市町村社協職員、相談員等への研修	・「生活福祉資金貸付事業 新任職員研修会」を開催し、担当職員の資質向上を図った。（26市町村/61人） ・「生活福祉資金貸付事業 担当職員研修会」を開催し、担当職員の相談援助技術の向上を図った。（25市町村/52人） ・「令和6年度特例貸付償還免除等に関するオンライン研修会」を開催し、市町村社協及び自立相談支援機関職員との連携を図った。（オンライン/34市町村、11自立相談支援機関） ・「令和6年度『償還開始のお知らせ』及び償還業務等に関するオンライン説明会」を開催し、市町村社協及び自立相談支援機関への情報周知を図った。（オンライン/35市町村、9自立相談支援機関） ・「令和6年度償還担当職員研修会」を開催し、市町村社協との連携及び今後の償還対応に対する共通認識を図った。（25社協55人） ・生活福祉資金担当者に対し個別説明会を実施し、貸付事業への理解促進を図った。（南風原町社協11人、那覇社協2回のべ22人） ・地区社連における部会や勉強会に参加し、生活福祉資金に関する意見交換・情報共有を行い、連携強化を図った。（中部地区1回、南部地区1回） ・「九州ブロック生活福祉資金担当職員研究協議会」を開催し、各県の課題について情報共有を図った。 期 日：9月19日・20日 会 場：ホテルサン沖縄 参加者：23人	・研修会開催により、担当職員の事業理解とスキルアップを図ることができた。 ・事業説明を適宜行うことにより、市町村社協及び自立相談支援機関との情報共有や連携を図ることができた。 ・個別説明会の実施や地区社連に参加することにより、資金に関する説明だけでなく、資金担当者と直接情報共有や交流することができた。 ・九州各県の課題に対し、解決に向けた取り組みについて協議、共有することで今後の事業展開の推進につなげることができた。

令和6年度事業計画	実施事業の概要				具体的成果	
2 総合的な権利擁護体制づくりの推進						
(1) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進				※所管部署：地域福祉部		
各市町村社協と連携のもと認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用にかかる手続き支援や、日常的な金銭管理支援、また、通帳や年金手帳などの重要書類の預かりサービスを実施した。昨年度同時期に比べ現利用者は25人増加した。						
〈日常生活自立支援事業 契約等の状況〉						
年度	相談援助 件数(件)	新規契約 件数(件)	解約件数 (件)	現利用者数 (人)	待機者数 (利用希望者 数)(人)	生活支援員 数 (人)
R6(A)	36,248	132	107	783	184	159
増減(A-B)	+4,172	+18	+8	+25	-30	+9
R5(B)	32,076	114	99	758	214	150
① 増加する利用希望者に対応するための事業実施体制の構築						
ア. 事業実施体制の充実・強化	・市町村社協に対して書面調査（41社協）と「現地調査」（3社協）を実施し、必要な助言・情報提供を行い、事業運営の適正化を図った。 ・市町村社協に対して「日常生活自立支援事業における小口現金等の取扱いに関する状況調査」を実施し、小口現金の保有の有無や管理状況の自己点検を促し、その結果を把握することで、事業運営の適正化を図った。 ・「日常生活自立支援事業研究協議会」を開催し、本事業や成年後見制度をめぐる社協の取り組みや課題等の共有、利用料改定に関する検討経過の報告を行うなど今後の事業のあり方について研究協議を行った。（58人） ・「日常生活自立支援事業利用料の見直し及び事業のあり方に関する検討会」を開催し、利用料の見直し・改定に向けて協議を行った。（3回） ・検討会による検討経過や内容については「日常生活自立支援事業研究協議会」や「市町村社協常務理事・事務局長会議」において報告・説明し、市町村社協と共有を図った。 ・県予対協を通じ、県及び市町村へ権利擁護体制の充実強化のための予算要請を行った。 ・市町村社協に対して現地調査での個別相談や会議等における事業説明等を通じて、成年後見制度への移行が望ましい利用者への対応等の助言・情報提供を行った。また、「成年後見制度移行等ニーズ調査」を実施し、実態把握や課題整理等を行った。 ・契約締結審査会を開催し、利用者支援にかかる市町村社協への助言や支援困難ケースの支援策の協議を行った。（4回、3件） ・市町村行政及び市町村社協職員を対象とした県主催の「地域福祉担当者会議」へ職員を派遣し、市町村段階における権利擁護体制の充実強化を求めた。 ・令和元年度に発覚した不適切事案に関し当該社協から対応の進捗状況を確認し、その内容を本会理事会・評議員会、福祉サービス運営適正化委員会等へ随時報告した。また、当該社協に対し、事案解決に向けた助言・指導等を行った。			・市町村社協に対して現地調査や実施状況（書面）調査等を通じて、各社協の事業の適正な実施につなげることができた。 ・研究協議会の開催を通して、市町村社協間で意見交換を行い、本事業の今後の展開について共通理解を図ることができた。 ・「日常生活自立支援事業利用料の見直し及び事業のあり方に関する検討会」において、利用料の見直し・改定等を協議することで、持続可能な事業運営について検討を進めることができた。 ・県及び市町村に対し、権利擁護体制の充実強化に向けた効果的な要請活動を通じ、予算確保の一助とすることができた。 ・成年後見制度への移行に向けた助言・情報提供を通じて、円滑な移行につなげることができた。 ・契約締結の審査及び市町村社協への助言、支援困難ケースへの支援策を協議することで、効果的な利用者支援を図ることができた ・県主催の「地域福祉担当者会議」において事業説明を行うことで、市町村行政職員に対して市町村段階における権利擁護体制の重要性や本事業の理解促進を図ることができた。 ・不適切事案の対応については、当該社協と連携し、「供託制度」の活用を含め被害利用者等へのお詫び弁償等の対応を引き続き行うことができた。		

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
② 生活支援員確保及び事業従事者の資質向上のための取り組み強化		
ア．事業従事者研修会の開催	・「法福連携」をテーマに「専門員研修会」を開催し、弁護士・司法書士などの法律専門職と福祉専門職が連携・協働した利用者支援のあり方について専門員の知識・技術の習得を図った。（65人） ・「生活支援員研修会」を開催し、支援者としての基本姿勢や利用者支援に必要なスキル向上を目的に開催した。（配信期間：11月8日～12月27日）	・専門員研修会の開催を通じて、市町村社協の専門員の資質向上を図ることができた。 ・生活支援員研修会を開催を通して、市町村社協の現任生活支援員の資質向上並びに生活支援員としての活動を希望する担い手確保につなげることができた。
イ．市町村社協による生活支援員確保の取組み支援	・市町村社協が主催する生活支援員確保の取組みに対し、職員を派遣して助言・情報提供を行い、担い手確保を図った。（竹富町社協）	・竹富町社協主催の勉強会への協力を通じ、受講者に対して日常生活自立支援事業について周知することで、生活支援員の確保を支援することができた。
③ 利用ニーズに応じた事業実施体制の構築に向けた取り組み推進		
ア．事業の適正かつ効率化に向けた取り組み	・「業務マニュアル」について部内において修正や追加を要する項目の検討を行い、次年度の見直し作業に向け準備を進めた。 ・生活支援員の報酬の改定への対応について市町村社協へ通知し、利用者支援の体制強化に取り組んだ。	生活支援員の報酬改定の対応を市町村社協と連携して行い、本事業を適正に実施することができた。
（２）市町村段階の権利擁護体制の構築に向けた支援 ※所管部署：地域福祉部		
① 市町村社協における一時預かり支援事業の推進		
ア．一時預かり支援事業の推進	・市町村社協を対象に、独自預かり事業の実施状況を調査し、その結果について研修会等で情報共有を図るとともに、未実施の社協に対しては会議や現地調査等において助言・情報提供を行った。（一時預かり実施社協19か所／利用者計120人）	・一時預かり支援事業の強化に向けた情報提供を行うことで、市町村社協における権利擁護体制の強化の一助とすることができた。
② 市町村社協の権利擁護、地域連携ネットワーク参画の取組みの支援		
ア．市町村社協での権利擁護支援体制づくりの支援	・市町村社協の成年後見制度利用促進に関する取組状況調査を実施し、各種会議等を通じて現状や課題等の共有を行った。 ・「法人後見実施社協情報交換会」を開催し、法人後見業務に関する課題や対応事例等の検討・共有等を行った。（14人） ・「地域における権利擁護推進会議」を開催し、行政や社協、専門職団体等が連携した地域の権利擁護支援体制づくりの強化を図った（55人） ・市町村社協等が主催する会議へ職員を派遣し、成年後見制度の利用促進に係る情報提供・助言等を行った。 * 那覇市社協「法人後見運営委員会」（2回） * 南部地区社連業務担当者連絡会（1回）	・市町村社協への調査等を通じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な利用者の実態を把握し、課題等を社協や行政へ共有することで、成年後見制度利用促進に向けた取り組み強化につなげることができた。 ・「法人後見実施社協情報交換会」「地域における権利擁護推進会議」の開催を通じて、行政等との連携及び権利擁護支援体制づくりの強化を図ることができた。 ・各市町村における権利擁護体制推進に関する会議等へ職員を派遣、助言・情報提供を行うことで、当該市町村の権利擁護体制の推進につなげることができた。

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
イ．行政機関、専門職団体等の連携促進	・「権利擁護研修会」を開催し、コミュニケーション・信頼関係等「居心地よい人間関係」の築き方を学び、利用者の権利擁護のさらなる充実を図った。（55人） ・那覇家裁主催の「後見制度利用促進に関する関係自治体との事務打合せ」へ職員を派遣し、成年後見利用促進、権利擁護支援体制の充実・強化に向けた意見交換を行った。 ・「沖縄県成年後見制度利用促進協議会」へ職員を派遣し、県内の成年後見制度利用促進及び総合的な権利擁護体制の構築に関する施策の推進に関する協議を行った。（2回、うち1回は書面審議） ・「沖縄県居住支援協議会」に参画し、幹事会、総会において住宅確保要配慮者等への支援の現状・課題について確認した。	・「権利擁護研修会」の開催を通して、支援関係者間の連携・協働した権利擁護支援体制の構築を図ることができた。 ・各関係機関と連携を強化することで、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用促進について共通理解を深めることができた。

令和6年度事業計画	実施事業の概要					具体的成果																																																																					
3 運営適正化委員会の機能強化																																																																											
(1) 苦情解決事業の整備促進と機能強化					※所管部署：福祉サービス運営適正化委員会																																																																						
福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するための支援を行うとともに、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保に向け取り組んだ。																																																																											
①委員会の開催 (1) 第13期運営適正化委員会委員選任のための選考委員会（1回） (2) 全体会議（3回／令和5年度実績報告及び令和6年度事業計画等） (3) 運営監視部会（3回／福祉サービス利用支援センターからの報告等） (4) 苦情解決部会（6回／苦情案件に係る審議・報告等） その他、早急に対応する必要があった苦情については、委員長と個別に調整を行い対応した。						・第13期の運営適正化委員会委員を選任するため選考委員会を開催し、運営適正化委員会の体制を整備することができた。 ・第13期の委員12人に対して、運営適正化委員会の役割や機能等についての理解促進を図ることができた。 ・市町村社協が実施する福祉サービス利用援助事業の現状や課題点等を運営監視部会で協議し、県福祉サービス利用支援センターと共有することにより適切な事業運営につなげた。																																																																					
②苦情内容別・サービス分野別苦情受付状況						・苦情解決部会において、寄せられた苦情相談の対応を審議・検討し適切な苦情解決につなげた。																																																																					
<table><tr><td></td><td>高齢者 (件)</td><td>児童 (件)</td><td>障害 (件)</td><td>その他 (件)</td><td>合計 (件)</td></tr><tr><td>①職員の接遇</td><td>4</td><td>11</td><td>39</td><td>6</td><td>60</td></tr><tr><td>②サービスの質や量</td><td>－</td><td>2</td><td>9</td><td>－</td><td>11</td></tr><tr><td>③説明・情報提供</td><td>2</td><td>4</td><td>7</td><td>1</td><td>14</td></tr><tr><td>④利用料</td><td>1</td><td>－</td><td>3</td><td>－</td><td>4</td></tr><tr><td>⑤被害・損害</td><td>－</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>⑥権利侵害</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>1</td><td>9</td></tr><tr><td>⑦その他</td><td>－</td><td>2</td><td>1</td><td>－</td><td>3</td></tr><tr><td>合計(R6)</td><td>8</td><td>22</td><td>66</td><td>9</td><td>105</td></tr><tr><td>合計(R5)</td><td>14</td><td>15</td><td>62</td><td>8</td><td>99</td></tr><tr><td>増減</td><td>-6</td><td>+7</td><td>+4</td><td>+1</td><td>+6</td></tr></table>							高齢者 (件)	児童 (件)	障害 (件)	その他 (件)	合計 (件)	①職員の接遇	4	11	39	6	60	②サービスの質や量	－	2	9	－	11	③説明・情報提供	2	4	7	1	14	④利用料	1	－	3	－	4	⑤被害・損害	－	1	2	1	4	⑥権利侵害	1	2	5	1	9	⑦その他	－	2	1	－	3	合計(R6)	8	22	66	9	105	合計(R5)	14	15	62	8	99	増減	-6	+7	+4	+1	+6				
	高齢者 (件)	児童 (件)	障害 (件)	その他 (件)	合計 (件)																																																																						
①職員の接遇	4	11	39	6	60																																																																						
②サービスの質や量	－	2	9	－	11																																																																						
③説明・情報提供	2	4	7	1	14																																																																						
④利用料	1	－	3	－	4																																																																						
⑤被害・損害	－	1	2	1	4																																																																						
⑥権利侵害	1	2	5	1	9																																																																						
⑦その他	－	2	1	－	3																																																																						
合計(R6)	8	22	66	9	105																																																																						
合計(R5)	14	15	62	8	99																																																																						
増減	-6	+7	+4	+1	+6																																																																						
③苦情対応の状況																																																																											
〈苦情対応の状況〉																																																																											
<table><tr><th rowspan="3">年度</th><th colspan="7">苦 情 (件)</th><th rowspan="3">苦情以外の 相談(件)</th><th rowspan="3">合計 (件)</th></tr><tr><th rowspan="2">受付件数</th><th colspan="6">苦情解決の結果</th></tr><tr><th>① 相談・助言</th><th>② 紹介・伝達</th><th>③ 当事者間の 話し合いの 解決</th><th>④ あっせん</th><th>⑤ 通知</th><th>⑥ その他</th></tr><tr><td>R6 (A)</td><td>105</td><td>42</td><td>9</td><td>42</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>89</td><td>194</td></tr><tr><td>増減 (A-B)</td><td>+6</td><td>-4</td><td>-8</td><td>+19</td><td>0</td><td>0</td><td>-1</td><td>+46</td><td>+52</td></tr><tr><td>R5 (B)</td><td>99</td><td>46</td><td>17</td><td>23</td><td>0</td><td>0</td><td>13</td><td>43</td><td>142</td></tr></table>										年度	苦 情 (件)							苦情以外の 相談(件)	合計 (件)	受付件数	苦情解決の結果						① 相談・助言	② 紹介・伝達	③ 当事者間の 話し合いの 解決	④ あっせん	⑤ 通知	⑥ その他	R6 (A)	105	42	9	42	0	0	12	89	194	増減 (A-B)	+6	-4	-8	+19	0	0	-1	+46	+52	R5 (B)	99	46	17	23	0	0	13	43	142													
年度	苦 情 (件)							苦情以外の 相談(件)	合計 (件)																																																																		
	受付件数	苦情解決の結果																																																																									
		① 相談・助言	② 紹介・伝達	③ 当事者間の 話し合いの 解決	④ あっせん	⑤ 通知	⑥ その他																																																																				
R6 (A)	105	42	9	42	0	0	12	89	194																																																																		
増減 (A-B)	+6	-4	-8	+19	0	0	-1	+46	+52																																																																		
R5 (B)	99	46	17	23	0	0	13	43	142																																																																		
① 苦情受付担当者や解決責任者、第三者委員による苦情解決体制の整備及びその効果的な運用促進																																																																											
ア. 苦情解決の仕組みの整備と適切な苦情対応に向けた支援		・ 第三者委員の配置や連携、適切な苦情対応のポイントをまとめた『福祉サービス事業者のための苦情解決の仕組み整備と苦情対応の手引き』（令和6年3月作成）を各種別協議会会員施設・事業所へ配布した（662ヵ所）。また、手引きをホームページにて閲覧・ダウンロードできるように掲載し、広報誌にて周知した。				・ 『福祉サービス事業者のための苦情解決の仕組み整備と苦情対応の手引き』の活用により事業所における苦情解決の仕組みの整備と適切な対応への支援につながった。																																																																					

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
イ. 福祉サービス提供事業者への啓発周知と利用者等への適切な支援	・「福祉サービスに関する苦情解決セミナー」を開催し、各事業所における苦情対応力の向上を図った。（集合開催2回/173事業所/219人） ・事業所の苦情解決体制を明記したポスターを事業所に随時配布し、利用者等に対し、各事業所の苦情解決体制や苦情解決の仕組みについて周知した。 ・事業所への巡回訪問を実施し（2ヶ所）、苦情解決の仕組みの整備や第三者委員の役割等について講話を行うとともに、電話相談を通じて事業所の苦情解決に関する相談に対応した。 ・利用者等に福祉サービスに対する苦情の相談窓口を周知できるよう県の広報媒体の活用について協力依頼を行い、広報啓発に取り組んだ。	・「福祉サービスに関する苦情解決セミナー」の開催により、福祉サービス事業所における苦情解決体制の整備や第三者委員の重要性を周知することができた。 ・事業所へのポスター配布を通して、事業所の苦情受付担当者及び苦情解決責任者、第三者委員を利用者等へ周知することができ、苦情相談しやすい環境づくりにつながった。 ・事業所への巡回訪問及び講話、電話相談を通して、第三者委員の役割等の理解促進を図り、事業所の苦情解決体制の整備を支援することができた。 ・利用者や県民に対して、県の広報誌及びラジオ、SNSにて苦情相談窓口を周知することができた。
② 運営適正化委員会における苦情解決機能の充実		
ア. 委員及び苦情解決部会を通じた円滑な苦情解決	・苦情解決部会を開催し（6回）、対応困難な苦情案件について審議、報告を行い、対応方法等に関する協議を行った。また、必要に応じて苦情申出人への助言や他機関紹介及び当事者間での話し合いを推奨し、苦情解決を図るための提案を行った。 ・事業所を訪問して苦情に係る聞き取り・助言を行った。（2件）	・苦情解決部会において、事業者や苦情申出人への助言内容について協議し、円滑な苦情解決につなげることができた。
イ. 相談員の資質向上	・各種研修会へ職員を受講させる等、事務局職員の資質向上に努めた。 「九州ブロック運営適正化委員会事務局連絡会議」（オンライン） - 全社協「運営適正化委員会事業研究協議会」（集合開催） - 全社協「運営適正化委員会相談員研修会」（集合開催） ・国保連や行政主管課等との連絡会を開催し、福祉サービスに関する苦情対応状況や課題等について情報交換を行い、苦情対応体制の強化を図った。	・各種会議や研修会への参加により、全国の運営適正化委員会の現状や課題について共有し、職員の資質向上と今後の円滑な委員会運営につなげることができた。 ・福祉サービスにおける苦情相談機関連絡会を開催したことより、参加団体が相互に活動を理解し、相談内容に合わせた適切な紹介先の把握につながった。
（２）福祉サービス利用援助事業の適切な運営監視 ※所管部署：福祉サービス運営適正化委員会		
① 福祉サービス利用援助事業の実施社協に対する運営監視		
ア. 利用者の契約や支援状況の確認及び福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保	・県福祉サービス利用支援センターと連携して市町村社協の現地調査を実施し、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施体制等の把握や必要な助言を行い、同事業の適正な運営の確保に努めた。（名護市社協、うるま市社協、北谷町社協） ・運営監視部会を開催し、福祉サービス利用援助事業の適正な運営に向けて協議した。（3回）	・福祉サービス利用支援センターと連携した現地調査で、適切な事業運営のための助言等を行い、事業の透明性・公平性確保につなげることができた。

令和6年度事業計画	実施事業の概要		具体的成果	
4 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者等への支援				
(1) 地域生活定着支援事業の実施		※所管部署：地域生活定着支援センター		
① 矯正施設退所者等への支援				
※帰るべき住居がない等の理由で特別な支援が必要な矯正施設退所予定者及び退所した高齢者及び障害者に対し、居住地確保や福祉サービス等の利用支援を行った。また、刑事司法手続きの入口段階で釈放された後、更生緊急保護制度を利用する高齢者及び障害者に対し、帰住先の確保や福祉サービス等の利用支援を行った。				
【特別調整・一般調整対象者に対する支援業務】				
〈コーディネート業務 依頼件数〉				
依頼状況	R6(件)	R5(件)	増減	
前年度からの継続	8	13	－5	
当年度の新規依頼	19	17	＋2	
合 計	27	30	－3	
コーディネート業務回数(回)	662	377	＋285	
〈コーディネート業務 支援対象者内訳〉				
対象者区分	R6(件)	R5(件)	増減	
高齢者	4	7	－3	
高齢の障害者	7	8	－1	
知的障害者	7	5	＋2	
精神障害者	8	10	－2	
身体障害者	1	0	＋1	
合 計	27	30	－3	
〈コーディネート業務 支援対象者の状況〉				
支援状況	R6(件)	R5(件)	増減	
フォローアップ移行	17	22	－5	
コーディネート中終了	0	0	0	
コーディネート継続中	10	8	＋2	
合 計	27	30	－3	
〈フォローアップ支援件数〉				
支援状況	R6(件)	R5(件)	増減	
前年度からの継続	72	72	±0	
当年度の新規移行	17	22	－5	
当年度支援件数合計	89	94	－5	
当年度の支援終結	18	22	－4	
合計(次年度へ継続中)	71	72	－1	
フォローアップ業務回数(回)	1,140	1,059	＋81	
【被疑者等支援業務】				
〈被疑者等支援業務依頼件数〉				
依頼状況	R6(件)	R5(件)	増減	
前年度からの継続	6	5	＋1	
当年度の新規依頼	3	6	－3	
合 計	9	11	－2	
被疑者等支援業務回数(回)	93	320	－227	
〈対象者内訳〉				
対象者区分	R6(件)	R5(件)	増減	
高齢者	3	3	±0	
高齢の障害者	1	3	－2	
知的障害者	2	3	－1	
精神障害者	3	2	＋1	
身体障害者	0	0	±0	
合 計	9	11	－2	
【相談支援業務】				
〈相談支援件数〉				
依頼状況	R6(件)	R5(件)	増減	
前年度からの継続〈a〉	0	0	±0	
当年度の新規依頼〈b〉	32	25	＋7	
支援終結〈c〉	32	25	＋7	
合 計 〈a+b-c〉	0	0	±0	
相談業務回数(回)	56	46	＋10	
【地域再犯防止推進事業】				
〈相談支援件数〉				
依頼状況	R6(件)	R5(件)	増減	
前年度からの継続〈a〉	0	0	±0	
当年度の新規依頼〈b〉	11	0	＋11	
支援終結〈c〉	11	0	＋11	
合 計 〈a+b-c〉	0	0	±0	
相談業務回数(回)	19	0	＋19	
※沖縄県地域再犯防止推進事業による相談支援業務 (R6年度より受託)				

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
ア．コーディネート業務の実施	・ 矯正施設退所後の自立した生活を営むことが困難な高齢者または障害者を対象に、円滑な社会復帰が図られるよう、支援対象者との面談を行い、帰住地の確保や福祉サービス等の利用手続きの調整および支援を行った。 コーディネート件数 27件（前年度比：-3件） コーディネート業務回数 662回（前年度比：+285回） ・ 県内外の矯正施設での支援対象者との面談を実施するとともに、関係機関と連携して個別支援計画の策定を図った。 県内矯正施設：84回【対象者面談：69回／選定面談：15回】 県外矯正施設：20回【対象者面談：2回/テレビ”面談18回）	・ 矯正施設に入所している対象者との面談をおし、犯罪に至った背景や生活歴などのアセスメントを行い、対象者の福祉ニーズを把握することが出来た。 ・ 矯正施設退所後の住居の確保及び福祉サービス等の利用に向けて、市町村行政や福祉事業所、医療機関等へ調整を図ることで、支援対象者の安定した地域生活への移行につながった。
イ．フォローアップ業務の実施	・ 矯正施設から出所した支援対象者に同行して、行政機関での各種福祉サービスの利用手続きや帰住先の環境調整、病院受診調整、個別支援会議への参加等を行った。 フォローアップ件数 89件（前年度比：-5件） フォローアップ業務回数 1,140回（前年度比:+81回）	・ 支援対象者の生活環境の変化に応じ、必要な個別支援を行うとともに、関係機関との支援ネットワークを形成し、対象者の生活再建を図り、地域生活の定着につながった。
ウ．被疑者等支援業務の実施	・ 刑事司法関係機関等（検察庁、保護観察所、弁護士）からの相談・依頼を受け、高齢・障害のある被告人が身柄を釈放された後、直ちに必要な福祉サービスが利用できるよう手続きや帰住先の確保等の支援を行った。 被疑者等支援件数 9件（前年度比：-2件） 被疑者等支援業務回数 93件（前年度比：-227回）	・ 支援対象者が釈放された後、福祉サービスや医療等を利用し、支援関係者の連携のもと地域での生活を再開することができた。
エ．相談支援業務の実施	・ 高齢又は障害のある犯罪をした者等からの相談に対し、必要な助言や情報提供を行った。 相談支援件数 32件（前年度比：+7件） 相談業務回数 56回（前年度比：+10件） ・ 今年度から新たに受託した「地域再犯防止推進事業」において、犯罪をした者やその家族、支援者等からの相談を受け、必要な助言等を行った。 相談支援件数 11件 相談業務回数 19回	・ 相談を通して、各種福祉サービス等の内容や利用方法等の助言や情報提供を行うことにより、地域生活の維持・安定が図られ、再犯防止の取り組みを推進することができた。

令和6年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
② 地域移行に向けた個別支援ネットワークの構築と受け入れ先の確保		
ア. 各種会議の開催・参加	・個別支援にかかる関係機関等との密な連絡や会議等を通して、支援内容の調整等を図った。（会議の開催：8回、会議への参加：75回） ・「福祉サービス等調整計画検討委員会」を開催し、各委員から助言を元に支援方法を検討した。（8回）	・個別支援会議の開催や参加を通して、関係者と支援方針を策定し、ネットワークの構築と対象者の社会生活の安定につながった。 ・検討委員会において、対象者の特性や環境に応じた支援方法等について専門的な助言をいただき、支援の充実につなげることができた。
イ. 研修会等の開催	・福祉事業所の職員や関係機関職員に対し、研修会を実施し、触法高齢者・障害者の地域生活移行について理解促進を図った。 ・「地域生活定着支援事業研修会」（オンライン／106事業所・機関／197人） ・「罪に問われた高齢者・障害者の支援を考えるセミナー」（オンライン／28事業所・機関／45人）	・福祉事業所の職員や関係機関職員が、矯正施設等を退所する高齢者及び障害者への理解を深めることができ、支援対象者としての協力促進につながった。 ・医療少年院における矯正教育や少年院退院後の支援の実例等について理解を深めることで、支援ネットワーク構築を円滑に進めることができ、受入事業所等の確保・拡充につながった。
③ 関係機関・団体との連携強化		
ウ. 福祉・司法関係団体等との連絡調整	・地域生活定着支援事業の円滑な実施にむけ「地域生活定着支援事業連絡会議」を実施した（28団体／50人） ・県内福祉・司法関係団体、全国地域生活定着支援センター協議会（全定協）、九州各県地域生活定着支援センター等が開催する会議等へ職員を派遣し、事業推進に向けた情報共有と連携強化を図った。 【沖縄県】 ・沖縄県再犯防止推進計画検討委員会 ・市町村地域福祉担当者会議 【那覇保護観察所】 ・特別調整定例連絡会（4回） ・沖縄県更生保護大会（1回） 【沖縄刑務所】 ・沖縄刑務所視察委員会（6回） ・社会復帰支援指導（6回） ・刑事施設出所の社会復帰に関する協議会（1回） ・農福連携意見交換会（1回） 【那覇少年鑑別所】 ・地域援助推進協議会（1回） ・少年鑑別所参観・施設見学（1回） 【那覇地方検察庁】 ・再犯防止に関する勉強会（1回） 【全定協・九州ブロック】 ・全定協定時総会（1回） ・九州ブロックセンター長会議（4回） ・九州ブロック定例オンラインミーティング（2回） ・九州ブロック専門研修会（宮崎県／1回） 【九州地方更生委員会】 ・刑務所出所者等に対する福祉支援にかかる事例研究会（1回） 【社協関係者連絡会】 ・社協関係者連絡会議（青森県／1回）	・県内の市町村行政および司法関係機関団体等と再犯防止や司法と福祉の連携について情報共有を行い、再犯防止に関する取り組みについて理解促進を図ることができた。 ・沖縄県主催の会議に参加し、第二次沖縄県再犯防止推進計画の策定へ現場の意見を伝え再犯防止の取り組みの推進につなげた。 ・那覇保護観察所や沖縄刑務所、那覇少年鑑別所が主催する会議等に参加し、福祉と司法の連携を図った。 ・全定協、九州ブロック等の会議へ参加することにより、各センター間で事業運営上の課題への対応などの情報共有が図られた。 ・社協関係者連絡会議に参加し、県社協で実施する定着支援センター業務の意義や課題等について理解を深めることが出来た。